

全国大会等に対する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市における野球の振興を図るため、全国規模を対象とする野球大会に出場する団体（個人）に対して、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となるもの)

第2条 助成金を交付する対象となるものについては、次のいずれかに該当するもので、本市を含む地域を対象として行う予選又は選考会を経て、県または市を代表して全国大会等への出場資格を得たものとする。

- (1) 団体競技に出場する本市に所在する団体
- (2) 県選抜等団体で出場する本市に住所を有する者

(助成の対象となる大会)

第3条 前条の全国大会とは全国を対象とする大会で、次のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国または地方公共団体が主催・共催する大会もしくは日本体育協会加盟団体が主催する大会。ただし、出場資格範囲が一部の特定団体（地域・職域・スポンサーなど）である大会は除く。
 - (2) その他、理事長が認めた大会。
- 2 前項の規定にかかわらず、小・中学生については、中国大会以上とするが、中国大会またはそれに続く全国大会のいずれかを対象とする。

(助成の金額)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする

(助成の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする団体（個人）は（以下「申請者」という）は、交付申請書を出場決定後、理事長に提出するものとする。ただし、国体出場に場合は除く。

- 2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 予選時の大会要項、成績及び対象となる大会要項ならびに参加申込書（監督名、選手名等が記載されたもの）。

(2) その他、理事長が必要と認めたもの。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は前条の規定により書類の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により交付を決定したときは、助成金交付決定を申請者の通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 申請者は、前条の規定により助成金を交付する旨の通知を受けたときは、助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 申請者は、当該助成金を受け、全国大会等に出場した場合には、大会終了後速やかに大会結果等、大会に出場したことが確認のできる書類を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

平成29年3月28日 一部変更

交付基準額

- 1 全国大会 1団体 50,000円を限度額とする(県内開催の場合は1/2)。
- 2 西日本大会 1団体 30,000円を限度額とする(県内開催の場合は1/2)。
- 3 個人 1人当たり 10,000円を限度額とする。
- 4 全国高等学校野球大会および国民体育大会については、別途協議する。